

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)			別表(第二条関係)		
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)「適合性調査」というの項に於ける審査	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十三項において準用する場合を含む。)及び省令第二十六条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	(略)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)「適合性調査」というの項に於ける審査	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)及び省令第二十六条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	(略)
金 額	(略)	(略)	金 額	(略)	(略)
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項及び省令第二十六条第一項	(略)	(略)	法第十四条第一項の承認の取得後における同条第六項及び省令第二十六条第一項	(略)	(略)

介護保 査 ための 定の申 請に対 する審 査	介護サ ービス の基盤 強化の ための 定に係 る認可 料	法附則 第十四 条第一 項の規 定によ る介護 職員の 特定申 請手続 料	法第十二 条第一 項の住 宅確保 要配慮 者円滑 入居賃 貸住宅 事業の 登録事 項の変 更 手数料	法第十二 条第一 項の住 宅確保 要配慮 者円滑 入居賃 貸住宅 事業の 登録事 項の変 更	登録事項 の変更 により 追加す る 住宅確 保要配 慮者円 滑入居 賃貸住 宅事業 者円滑 入居賃 貸住宅 事業に 係る 賃貸住 宅の戸 数の一 から六 まで に掲げ る区分 に応じ 当該区 分に 定める 額	七〇〇円 七 戸を超 えるも の 一、 〇〇〇円 六 戸を超 え九九 戸以内 のもの 一、 九〇〇円 五 戸を超 え四九 戸以内 のもの 一、 八〇〇円 四 戸を超 え三九 戸以内 のもの 一、 七〇〇円 三 戸を超 え二九 戸以内 のもの 一、 六〇〇円 二 戸を超 え一九 戸以内 のもの 一、 五〇〇円 一 戸を超 え九戸 以内の もの 一、 四〇〇円 追 加する 戸数が 四九戸 を超 え九九 戸以 内のも の 一、 三〇〇円 追 加する 戸数が 四九戸 を超 え九九 戸以 内のも の 一、 二〇〇円 追 加する 戸数が 九九戸 を超 え一九 戸以 内のも の 一、 一〇〇円 追 加する 戸数が 九九戸 を超 え一九 戸以 内のも の 一、 〇〇〇円 追 加する 戸数が 九九戸 を超 え一九 戸以 内のも の 一、 七〇〇円

険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号） 以下の項において「法一」という。				

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額
家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項又は第五十二條第一項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項又は第五十二條第一項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項又は第五十二條第一項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項又は第五十二條第一項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。
家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項、第三十五條第一項又は第三十六條第一項の規定による家畜の検査及び法第五十五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項、第三十五條第一項又は第三十六條第一項の規定による家畜の検査及び法第五十五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項、第三十五條第一項又は第三十六條第一項の規定による家畜の検査及び法第五十五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第五十五條第一項、第三十五條第一項又は第三十六條第一項の規定による家畜の検査及び法第五十五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。
家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。
家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條において準用する場合を含む。
家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。	家畜伝染病予防法（昭和三十八年法律第六十号） 第三十三條第一項において準用する場合を含む。

て「モデル建築物消費性能基準」という。)に適合している場合にあっては二〇〇〇〇〇円) 2 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二〇〇平方メートル未満のも

三三、
 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては二八、〇〇〇円) 3| 工場等部分の床面積の合計が一〇〇平方メートル以上、二〇〇平方メートル未満のもの
 四五、
 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては四〇、〇〇〇円) 4| 工場等部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇八、
 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては一〇一、〇〇〇円) 5| 工場等部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方

て「モデル建築物消費性能基準」という。)に適合している場合にあっては二〇〇〇〇〇円) 2 工場等部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二〇〇平方メートル未満のも

四六、
 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては四一、〇〇〇円) 3| 工場等部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇一、
 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては一〇三、〇〇〇円) 4| 工場等部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方

2 工場等以
 〇〇〇〇円
 ては九二、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 二四一、
 の
 ル未満のも
 平方メートル
 計が三〇〇
 床面積の合
 外の部分の
 1 工場等以
 〇〇〇〇円
 ては二三四、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 二四四、
 の
 ル未満のも
 平方メートル
 五、〇〇〇
 分の合計が二
 7 工場等部
 〇〇〇〇円
 ては二八九、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 一九七、
 満のもの
 〇〇〇平方
 〇〇〇平方
 ル以上二五、
 平方メートル
 の合計が一
 6 工場等部
 〇〇〇〇円
 ては二五二、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 一六〇、
 のもの
 〇〇〇平方メ
 〇〇〇平方メ
 上ー〇、〇
 メートル以
 メートル未
 〇〇〇平方メ

2 工場等以
 〇〇〇〇円
 ては九四、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 二四七、
 の
 ル未満のも
 平方メートル
 計が三〇〇
 床面積の合
 外の部分の
 1 工場等以
 〇〇〇〇円
 ては二三九、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 二五〇、
 の
 ル未満のも
 平方メートル
 五、〇〇〇
 分の合計が二
 6 工場等部
 〇〇〇〇円
 ては二九三、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 二〇二、
 満のもの
 〇〇〇平方
 〇〇〇平方
 ル以上二五、
 平方メートル
 の合計が一
 5 工場等部
 〇〇〇〇円
 ては二五五、
 〇〇〇円
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇〇円
 一六三、
 のもの
 〇〇〇平方メ
 〇〇〇平方メ
 上ー〇、〇
 メートル以
 メートル未
 〇〇〇平方メ

六八六、
 もの
 トル未満の
 〇平方メ
 一〇、〇
 一トル以
 〇平方メ
 計が五、〇
 床面積の合
 外の部分の
 5| 工場等以
 〇〇〇円
 ては二五〇
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇円
 五五七、
 の
 ル未満のも
 平方メ
 五、〇〇
 一トル以
 〇平方メ
 計が二、〇
 床面積の合
 外の部分の
 4| 工場等以
 〇〇〇円
 ては一五五
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇円
 三九〇、
 の
 ル未満のも
 平方メ
 二、〇〇
 一トル以
 〇平方メ
 計が一、〇
 床面積の合
 外の部分の
 3| 工場等以
 〇〇〇円
 ては一七
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇円
 三〇二、
 満のもの
 メートル未
 〇〇平方
 ル以上一
 平方メ
 計が三〇〇
 床面積の合
 外の部分の

七〇一、
 もの
 トル未満の
 〇平方メ
 一〇、〇
 一トル以
 〇平方メ
 計が五、〇
 床面積の合
 外の部分の
 4| 工場等以
 〇〇〇円
 ては二五六
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇円
 五六九、
 の
 ル未満のも
 平方メ
 五、〇〇
 一トル以
 〇平方メ
 計が二、〇
 床面積の合
 外の部分の
 3| 工場等以
 〇〇〇円
 ては一五八
 場合にあつ
 合している
 能基準に適
 築物消費性
 (モデル建
 〇〇〇円
 三九九、
 満のもの
 メートル未
 〇〇平方
 ル以上二
 平方メ
 計が三〇〇
 床面積の合
 外の部分の

	<p>法第十二条第二項又建築物エネルギー消費性能は第十三条第三項のギー消費性能規定による変更後の確保計画に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二1から二7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二1から二7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> <p>1 工場等部分の床面積</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二1から二7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二1から二7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> <p>1 工場等部分の床面積</p> <p>7 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九二五、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)は四六一、〇〇〇円</p> <p>6 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 八一〇、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)は三九三、〇〇〇円</p>
--	--	--	--

	<p>法第十二条第二項又建築物エネルギー消費性能は第十三条第三項のギー消費性能規定による変更後の確保計画に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二1から二6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二1から二6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> <p>1 工場等部分の床面積</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の二1から二6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の二1から二6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> <p>1 工場等部分の床面積</p> <p>6 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九四六、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)は四七一、〇〇〇円</p> <p>5 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 八二九、〇〇〇円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合)は四〇二、〇〇〇円</p>
--	--	--	--

の合計が三 〇〇平方メ ートル未 満 のもの	一、二、 〇〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一〇、 〇〇〇円)	2 工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の	一、六、 五〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一四、 〇〇〇円)	3 工場等部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上二、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	二、二、 五〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二〇、 〇〇〇円)	4 工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	五、四、 〇〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては五〇、 〇〇〇円)
------------------------------------	--------------	---	---	--------------	---	--	--------------	---	---	--------------	---

の合計が三 〇〇平方メ ートル未 満 のもの	一、二、 五〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一〇、 〇〇〇円)	2 工場等部 分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 二、〇〇〇 平方メート ル未満のも の	二、三、 〇〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二〇、 〇〇〇円)	3 工場等部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	五、五、 〇〇〇円	(モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては五一、 〇〇〇円)
------------------------------------	--------------	---	---	--------------	---	---	--------------	---

5 工場等部分の床面積の合計が五〇〇〇平方メートル以上、〇〇〇平方メートル未満のもの 八〇、 (モデル建築物消費性 能基準に適合している 場合にある 五〇〇〇円 一、二〇、 の ル未満のも 平方メートル 計が三〇〇 床面積の合 外の部分の 1 工場等以	6 工場等部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 九八、 (モデル建築物消費性 能基準に適合している 場合にある 五〇〇〇円	7 工場等部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 二二二、 (モデル建築物消費性 能基準に適合している 場合にある 五〇〇〇円
--	--	---

4 工場等部分の床面積の合計が五〇〇〇平方メートル以上、〇〇〇平方メートル未満のもの 八一、 (モデル建築物消費性 能基準に適合している 場合にある 五〇〇〇円 一、二二、 の ル未満のも 平方メートル 計が三〇〇 床面積の合 外の部分の 1 工場等以	5 工場等部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 一〇一、 (モデル建築物消費性 能基準に適合している 場合にある 五〇〇〇円	6 工場等部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 二二五、 (モデル建築物消費性 能基準に適合している 場合にある 五〇〇〇円
--	---	---

2 | ては四六、
 〇〇〇〇円
 2 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が三〇〇
 平方メートル
 以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一五、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二五、
 〇〇〇円)
 5 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メ
 ートル未満
 の

3 | ては四七、
 〇〇〇〇円
 3 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が一〇〇
 平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メ
 ートル未満
 の
 一九五、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては七七、
 五〇〇〇円)
 4 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が二、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 五、〇〇〇
 平方メ
 ートル未満
 の
 二七八、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二二八、
 〇〇〇円)
 4 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メ
 ートル未満
 の

2 | ては四七、
 〇〇〇〇円
 2 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が三〇〇
 平方メートル
 以上二、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 一九九、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては七九、
 〇〇〇円)
 3 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が二、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 五、〇〇〇
 平方メ
 ートル未満
 の
 二八四、
 五〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二二八、
 〇〇〇円)
 4 | 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メ
 ートル未満
 の

	<p>法第三十四条第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申 請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー 消費性能 向上計画認定 申請手数料</p>	<p>もの 三四三、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一六三、 五〇〇円) 6 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が一〇、 〇〇〇平方 メートル以 上二五、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 四〇五、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては九六、 五〇〇円) 7 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が二五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 四六二、 五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二三〇、 五〇〇円)</p>
	<p>法第二十九条第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申 請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー 消費性能 向上計画認定 申請手数料</p>	<p>もの 三五〇、 五〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては一六七、 〇〇〇円) 5 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が一〇、 〇〇〇平方 メートル以 上二五、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 四一四、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二〇一、 〇〇〇円) 6 工場等以 外の部分の 床面積の合 計が二五、 〇〇〇平方 メートル以 上のもの 四七三、 〇〇〇円 (モデル建 築物消費性 能基準に適 合している 場合にあつ ては二三五、 五〇〇円)</p>

二
 1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二
 2 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 三
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 四
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 二九八、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、四八、〇〇〇円)
 二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、二二、〇〇〇円)
 二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、二二、〇〇〇円)
 二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、二二、〇〇〇円)

二
 1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 二
 2 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 三
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 四
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 三〇〇二、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、四八、〇〇〇円)
 二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、二二、〇〇〇円)
 二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、二二、〇〇〇円)
 二〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、二二、〇〇〇円)

提出する場
合は、八五
〇〇〇円

三
建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画に
より新築等し
ようとする建
築物が一に掲
げる建築物以
外の場合で非
住宅部分のみ
の認定を受け
ようとする場
合にあつては、
当該建築物に
係る認定を受
けようとする
非住宅部分の
床面積の合計
の1から7ま
でに掲げる区
分に応じ当該
区分に定める
額。ただし、
四に掲げる建
築物に関する
認定を併せて
受けようとし
る場合は、手
数料を徴収し
ない。

1 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル未満
のもの
二四一、
〇〇〇円

(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は一〇、〇
〇〇円、基
準省令第十
条第一号イ
(2)及び同
号ロ(2)の基
準(以下「非
住宅建築物
のモデル建
築物誘導基
準」という。
)に適合し
ている場合
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合を除く。
以下この項
において同
じ。)にあ
つては九二
〇〇〇円)

2 非住宅部

提出する場
合は、八六
〇〇〇円

三
建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画に
より新築等し
ようとする建
築物が一に掲
げる建築物以
外の場合で非
住宅部分のみ
の認定を受け
ようとする場
合にあつては、
当該建築物に
係る認定を受
けようとする
非住宅部分の
床面積の合計
の1から6ま
でに掲げる区
分に応じ当該
区分に定める
額。ただし、
四に掲げる建
築物に関する
認定を併せて
受けようとし
る場合は、手
数料を徴収し
ない。

1 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル未満
のもの
二四五、
〇〇〇円

(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は一〇、〇
〇〇円、基
準省令第十
条第一号イ
(2)及び同
号ロ(2)の基
準(以下「非
住宅建築物
のモデル建
築物誘導基
準」という。
)に適合し
ている場合
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合を除く。
以下この項
において同
じ。)にあ
つては九四
〇〇〇円)

2 非住宅部

分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 一、〇〇〇 平方メート ル未満のも の	三〇二、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は二七、〇 〇〇円、非 住宅建築 物のモデル 建築誘導基 準に適合し ている場合 にあっては 一七、〇 〇〇円)	3 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上二、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	三九〇、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は二八、〇 〇〇円、非 住宅建築 物のモデル 建築誘導基 準に適合し ている場合 にあっては 一五五、〇 〇〇円)	4 非住宅部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	五五七、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は八五、〇 〇〇円、非
--	--------------	--	--	--------------	---	---	--------------	---

分の床面積 の合計が三 〇〇平方メ ートル以上 二、〇〇〇 平方メート ル未満のも の	三九六、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は二九、〇 〇〇円、非 住宅建築 物のモデル 建築誘導基 準に適合し ている場合 にあっては 一五七、 〇〇〇円)	3 非住宅部 分の床面積 の合計が二、 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの	五六五、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書 提出する場 合にあって は八六、〇 〇〇円、非
--	--------------	---	---	--------------	---

住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあるものは二五〇〇〇円)
5| 非住宅部の床面積の合計が五〇〇〇平方メートル以上、〇〇〇平方メートル未満のもの
六八六、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合にあつては一三五、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては三二七、〇〇〇円)
6| 非住宅部の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
八一〇、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合にあつては一七〇、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては三九三、〇〇〇円)
7| 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
九二五、〇〇〇円

住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあるものは二五四、〇〇〇円)
4| 非住宅部の床面積の合計が五〇〇〇平方メートル以上、〇〇〇平方メートル未満のもの
六九六、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合にあつては一三七、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては三三二、〇〇〇円)
5| 非住宅部の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
八二三、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合にあつては一七三、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては三九九、〇〇〇円)
6| 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
九三九、〇〇〇円

〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は二二三、
 〇〇〇円、
 非住宅建築
 物のモデル
 建築物誘導
 基準に適合
 している場
 合にあって
 は四六一、
 〇〇〇円)
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の場合で建
 築物全体の認
 定を受けよう
 とする場合に
 あっては、当
 該建築物の住
 宅部分(法第
 十一条第一項
 に規定する住
 宅部分をいう。
 以下この項に
 おいて同じ。
)の床面積(一
 基準省令第四
 条第三項第二
 号に規定する
 数値による評
 価により認定
 を受けようと
 する場合にあ
 っては、住戸
 の部分のみの
 床面積)の合
 計の1から4
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分に定め
 る額を、当該
 建築物の非住
 宅部分の床面
 積の合計の5
 から11までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を
 それぞれ合算
 した額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 七三、

〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は二一六、
 〇〇〇円、
 非住宅建築
 物のモデル
 建築物誘導
 基準に適合
 している場
 合にあって
 は四六八、
 〇〇〇円)
 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の場合で建
 築物全体の認
 定を受けよう
 とする場合に
 あっては、当
 該建築物の住
 宅部分(法第
 十一条第一項
 に規定する住
 宅部分をいう。
 以下この項に
 おいて同じ。
)の床面積(一
 基準省令第四
 条第三項第二
 号に規定する
 数値による評
 価により認定
 を受けようと
 する場合にあ
 っては、住戸
 の部分のみの
 床面積)の合
 計の1から4
 までに掲げる
 区分に応じ当
 該区分に定め
 る額を、当該
 建築物の非住
 宅部分の床面
 積の合計の5
 から10までに
 掲げる区分に
 応じ当該区分
 に定める額を
 それぞれ合算
 した額
 1 住宅部分
 の床面積の
 合計が三〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 七四、

○〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、一〇、
〇〇〇円）
2 住宅部分
の床面積の
合計が三〇
〇平方メー
トル以上二、
〇〇〇平方
メートル未
満のもの
一、二二、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、二一、
〇〇〇円）
3 住宅部分
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートル以
上五、〇〇
〇平方メー
トル未満の
もの
二〇八、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、四八、
〇〇〇円）
4 住宅部分
の床面積の
合計が五、
〇〇〇平方
メートル以
上のもの
二九八、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、八五、
〇〇〇円）
5 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル未満
のもの
二四一、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は、一〇、〇
〇〇円、非
住宅建築物
のモデル建

○〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、一〇、
〇〇〇円）
2 住宅部分
の床面積の
合計が三〇
〇平方メー
トル以上二、
〇〇〇平方
メートル未
満のもの
一、二四、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、二一、
〇〇〇円）
3 住宅部分
の床面積の
合計が二、
〇〇〇平方
メートル以
上五、〇〇
〇平方メー
トル未満の
もの
二一一、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、四八、
〇〇〇円）
4 住宅部分
の床面積の
合計が五、
〇〇〇平方
メートル以
上のもの
三〇二、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、八六、
〇〇〇円）
5 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平方メ
ートル未満
のもの
二四五、
〇〇〇円
（誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は、一〇、〇
〇〇円、非
住宅建築物
のモデル建

建築物誘導基準に適合している場合又は基準省令第一条第一項第一号ロ及び第十号イの基準に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において「モデル建築物誘導基準等に適合している場合」という。)にあつては九〇〇〇円)

6 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの

三〇二、〇〇〇円(誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二九、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては一七、〇〇〇円)

7 非住宅部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの

三九〇、〇〇〇円(誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二八、〇〇〇円、モデル建築物

建築物誘導基準に適合している場合又は基準省令第一条第一項第一号ロ及び第十号イの基準に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において「モデル建築物誘導基準等に適合している場合」という。)にあつては九〇〇〇円)

6 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二、〇〇〇平方メートル未満のもの

三九六、〇〇〇円(誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二九、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては一五七、〇〇〇円)

誘導基準等 に適合して いる場合に あつては一 五五、〇〇 〇円)	8 非住宅部 分の床面積 の合計が二 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 五五七、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は八五、〇 〇〇円、モ デル建築物 誘導基準等 に適合して いる場合に あつては二 五〇、〇〇 〇円)	9 非住宅部 分の床面積 の合計が五 〇〇〇平方 メートル以 上一〇、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 六八六、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は一三五、 〇〇〇円、 モデル建築 物誘導基準 等に適合し ている場合 にあつては 三二七、〇 〇〇円)	10 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇、〇〇〇 〇平方メー トル以上二 五、〇〇〇 〇平方メ ートル未 満のもの 八一三、 〇〇〇円	(誘導基準
--	--	---	---	--	--	-------

7 非住宅部 分の床面積 の合計が二 〇〇〇平方 メートル以 上五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの 五六五、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は八六、〇 〇〇円、モ デル建築物 誘導基準等 に適合して いる場合に あつては二 五四、〇〇 〇円)	8 非住宅部 分の床面積 の合計が五 〇〇〇平方 メートル以 上一〇、〇 〇〇平方メ ートル未満 のもの 六九六、 〇〇〇円	(誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあつて は一三七、 〇〇〇円、 モデル建築 物誘導基準 等に適合し ている場合 にあつては 三三二、〇 〇〇円)	9 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇、〇〇〇 〇平方メー トル以上二 五、〇〇〇 〇平方メ ートル未 満のもの 八二三、 〇〇〇円	(誘導基準
--	---	---	--	---	-------

	<p>(略)</p> <p>法第三十六條第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認 定の申請に対する審 査</p>
	<p>(略)</p> <p>建築物エネルギー 消費性能 向上計画変更 認定申請手数 料</p>
<p>五 法第三十四 条第三項各号 に掲げる事項 に記載しよう とする建築物 エネルギー消 費性能向上計 画にあつては、 当該計画に係 る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額を合算 した額</p>	<p>(略)</p> <p>一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 変更しようと する建築物が 一戸建ての住 宅の場合にあ つては、当該 建築物の床面 積の合計の1 及び2に掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額</p> <p>1 床面積の</p>
<p>適合図書を提出する場合にあつては、 は、一七〇、〇〇〇円、 モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては、 三九三、〇〇〇円) 11) 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九二五、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては、 は、二一三、〇〇〇円、 モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては、 四六一、〇〇〇円) 五 法第三十四 条第三項各号 に掲げる事項 に記載しよう とする建築物 エネルギー消 費性能向上計 画にあつては、 当該計画に係 る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額を合算 した額</p>	<p>(略)</p> <p>一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 変更しようと する建築物が 一戸建ての住 宅の場合にあ つては、当該 建築物の床面 積の合計の1 及び2に掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額</p> <p>1 床面積の</p>
	<p>(略)</p> <p>法第三十一条第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認 定の申請に対する審 査</p>
	<p>(略)</p> <p>建築物エネルギー 消費性能 向上計画変更 認定申請手数 料</p>
<p>五 法第二十九 条第三項各号 に掲げる事項 に記載しよう とする建築物 エネルギー消 費性能向上計 画にあつては、 当該計画に係 る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額を合算 した額</p>	<p>(略)</p> <p>一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 変更しようと する建築物が 一戸建ての住 宅の場合にあ つては、当該 建築物の床面 積の合計の1 及び2に掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額</p> <p>1 床面積の</p>
<p>適合図書を提出する場合にあつては、 は、一七三、〇〇〇円、 モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては、 三九九、〇〇〇円) 10) 非住宅部の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九三九、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては、 は、二一六、〇〇〇円、 モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては、 四六八、〇〇〇円) 五 法第二十九 条第三項各号 に掲げる事項 に記載しよう とする建築物 エネルギー消 費性能向上計 画にあつては、 当該計画に係 る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額を合算 した額</p>	<p>(略)</p> <p>一 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 変更しようと する建築物が 一戸建ての住 宅の場合にあ つては、当該 建築物の床面 積の合計の1 及び2に掲げ る区分に応じ 当該区分に定 める額</p> <p>1 床面積の</p>

合計が二〇〇平方メートル未満のもの
 一八、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、二、五〇〇円)
 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの
 二〇、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、二、五〇〇円)
 二 建築物エネルギー消費性向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合
 合で住戸の部分のみの認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする住戸の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。
 1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 三六、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、五、〇〇〇円)
 2 住戸の床面積の合計

合計が二〇〇平方メートル未満のもの
 一八、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、二、五〇〇円)
 2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの
 二〇、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、二、五〇〇円)
 二 建築物エネルギー消費性向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合
 合で住戸の部分のみの認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする住戸の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。
 1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 三七、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、五、〇〇〇円)
 2 住戸の床面積の合計

が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六一、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、
 合は、一〇、〇〇〇円)
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇、四〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、
 合は、二、四〇〇円)
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 一四、九〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、
 合は、四、二〇〇円)
 三 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で非住宅部分のみを認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の1から7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けよう

が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六一、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、
 合は、一〇、〇〇〇円)
 3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、
 合は、二、四〇〇円)
 4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 一五、一〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、
 合は、四、二〇〇円)
 三 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で非住宅部分のみを認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けよう

とする場合は、手数料を徴収しない。

1 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 一、二〇〇円

(誘導基準)
 適合図書を提出する場合は五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては四、〇〇〇円)

2 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一、五〇〇円

(誘導基準)
 適合図書を提出する場合は八、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては五、〇〇〇円)

3) 非住宅部の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一、九五〇円

(誘導基準)
 適合図書を提出する場合は一四、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては一〇、〇〇〇円)

とする場合は、手数料を徴収しない。

1 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 一、二〇〇円

(誘導基準)
 適合図書を提出する場合は五、〇〇〇円

2 非住宅部の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一、九八〇円

(誘導基準)
 適合図書を提出する場合は一四、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては一〇、〇〇〇円)

住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては、五〇〇円、非
 住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては、二七
 八、二〇〇円、非住宅部
 分の床面積の合計が二、
 〇〇〇平方メートル以上、
 〇〇平方メートル未満の
 もの
 二七、
 五〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は四二、
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 一、二五、
 〇〇円)
 5| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 三、四、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は六七、
 五〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 一、六三、
 五〇〇円)
 6| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、五、
 〇〇〇平方
 メートル未

非住宅部
 分の床面積
 の合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上、〇〇
 〇平方メ
 ートル未
 満の
 もの
 二、八、
 二〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は四三、
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 一、二七、
 〇〇円)
 4| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 三、四、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は六八、
 五〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 一、六六、
 〇〇円)
 5| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、五、
 〇〇〇平方
 メートル未

満のもの
四〇五、
五〇〇円
(誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は八五、〇
〇〇円、非
住宅建築
物のモデル
建築誘導基
準に適合し
ている場合
にあっては
一九六、五
〇〇円)
7| 非住宅部
分の床面積
の合計が二
五、〇〇〇
平方メート
ル以上のも
の
四六二、
五〇〇円
(誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は一〇六、
五〇〇円、
非住宅建築
物のモデル
建築誘導
基準に適合
している場
合にあって
は二三〇、
五〇〇円)
四 建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画を
変更しようと
する建築物が
一に掲げる建
築物以外の場
合で建築物全
体の認定を受
けようとする
場合において
は、当該建築
物の住宅部分
の床面積(基
準省令第四条
第三項第二号
に規定する数
値による評価
値により認定
を受けようと
する場合に
あっては、住
戸部分のみの
床面積)の合計
(既に当該計
画の認定を受
けた部分で

満のもの
四一一、
五〇〇円
(誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は八六、五
〇〇円、非
住宅建築
物のモデル
建築誘導基
準に適合し
ている場合
にあっては
一九九、五
〇〇円)
6| 非住宅部
分の床面積
の合計が二
五、〇〇〇
平方メート
ル以上のも
の
四六九、
五〇〇円
(誘導基準
適合図書
提出する場
合にあって
は一〇八、
〇〇〇円、
非住宅建築
物のモデル
建築誘導
基準に適合
している場
合にあって
は二三四、
〇〇〇円)
四 建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画を
変更しようと
する建築物が
一に掲げる建
築物以外の場
合で建築物全
体の認定を受
けようとする
場合において
は、当該建築
物の住宅部分
の床面積(基
準省令第四条
第三項第二号
に規定する数
値による評価
値により認定
を受けようと
する場合に
あっては、住
戸部分のみの
床面積)の合計
(既に当該計
画の認定を受
けた部分で

更しない部分に係るものを含む。)の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
三六、
五〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合、合は、五、〇〇〇円)

2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
六一、
〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合、合は、一、〇〇〇円)

3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
一〇四、
〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合、合は、二四、〇〇〇円)

更しない部分に係るものを含む。)の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の5から10までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
三七、
〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合、合は、五、〇〇〇円)

2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
六二、
〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合、合は、一、〇〇〇円)

3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
一〇五、
〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合、合は、二四、〇〇〇円)

4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 一四九、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、四二五〇〇円)
 5 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 一二二、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合がある場合は四六〇〇〇円)
 6 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一九八、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合がある場合は七五〇〇円)
 7 非住宅部分の床面積の合計が一〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
 一五二、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、四三〇〇〇円)
 5 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 一二二、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合がある場合は四七〇〇〇円)
 6 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一九八、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合は、五、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合がある場合は七五〇〇円)
 7 非住宅部分の床面積の合計が一〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

一九五、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場
合にあつては一四、〇〇〇円、モ
デル建築物誘導基準等に適合して
いる場合に
あつては七、五〇〇円)
8| 非住宅部
分の床面積の合計が二、〇〇〇平方
メートル以上五、〇〇〇平方
メートル未満のもの
二七八、五〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場
合にあつては四二、五〇〇円、モ
デル建築物誘導基準等に適合して
いる場合に
あつては一、二五、〇〇〇円)
9| 非住宅部
分の床面積の合計が五、〇〇〇平方
メートル以上一〇、〇〇〇平方メ
ートル未満のもの
三四三、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場
合にあつては六七、五〇〇円、モ
デル建築物誘導基準等に適合して
いる場合に
あつては一、六三、五〇〇円)
10| 非住宅部
分の床面積の合計が一

非住宅部
分の床面積の合計が二、〇〇〇平方
メートル以上五、〇〇〇平方
メートル未満のもの
二八二、五〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場
合にあつては四三、〇〇〇円、モ
デル建築物誘導基準等に適合して
いる場合に
あつては一、二七、〇〇〇円)
8| 非住宅部
分の床面積の合計が五、〇〇〇平方
メートル以上一〇、〇〇〇平方メ
ートル未満のもの
三四八、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場
合にあつては六八、五〇〇円、モ
デル建築物誘導基準等に適合して
いる場合に
あつては一、六六、〇〇〇円)
9| 非住宅部
分の床面積の合計が一

五
 法第三十四
 条第三項各号
 に掲げる事項
 が記載された
 建築物エネルギー
 ギー消費性能
 向上計画（以
 下この項にお
 いて「複数建
 築物エネルギー
 消費性能向上
 計画」とい
 う。）を変更
 しようとする
 場合又は建築
 物エネルギー
 消費性能向上
 計画を複数建
 築物エネルギー
 消費性能向上
 計画に変更し
 ようとする場
 合にあつては、
 1及び2

〇、〇〇〇
 平方メートル
 以上二五、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 四〇五、
 〇〇〇円
 （誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は八五、〇
 〇〇円、モ
 デル建築物
 誘導基準等
 に適合して
 いる場合に
 あつては一
 九六、五〇
 〇円）
 11
 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二
 五、〇〇〇
 平方メート
 ル以上のも
 の
 四六二、
 五〇〇円
 （誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は一〇六、
 五〇〇円、
 モデル建築
 物誘導基準
 等に適合し
 ている場合
 にあつては
 一〇六、
 五〇〇円、
 モデル建築
 物誘導基準
 等に適合し
 ている場合
 にあつては
 二三〇、五
 〇〇円）

五
 法第二十九
 条第三項各号
 に掲げる事項
 が記載された
 建築物エネルギー
 ギー消費性能
 向上計画（以
 下この項にお
 いて「複数建
 築物エネルギー
 消費性能向上
 計画」とい
 う。）を変更
 しようとする
 場合又は建築
 物エネルギー
 消費性能向上
 計画を複数建
 築物エネルギー
 消費性能向上
 計画に変更し
 ようとする場
 合にあつては、
 1及び2

〇、〇〇〇
 平方メートル
 以上二五、
 〇〇〇平方
 メートル未
 満のもの
 四一一、
 五〇〇円
 （誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は八六、五
 〇〇円、モ
 デル建築物
 誘導基準等
 に適合して
 いる場合に
 あつては一
 九九、五〇
 〇円）
 10
 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二
 五、〇〇〇
 平方メート
 ル以上のも
 の
 四六九、
 五〇〇円
 （誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は一〇八、
 〇〇〇円、
 モデル建築
 物誘導基準
 等に適合し
 ている場合
 にあつては
 二三四、〇
 〇〇円）

<p>で定める額を 合算した額 1 (略) 2 認定を受 けた建築物 エネルギー 消費性 向上計画又は 複数建築物 エネルギー 消費性 向上計画に新 上に法第 三十四 第三 項各号に掲 げる事項を 記載しよう とする場合 にあつては、 当該記載に 係る建築物 一棟ごとに 建築物エネ ルギー消費 性向上計 画認定申請 手数料の一 から四まで に掲げる区 分に応じ、 当該区分に 定める額を 合算した額</p>	<p>法第四十一 条第一項 の規定によ る建築物 エネルギー 消費性 能に係る 認定の申 請に 対する 審査</p> <p>建築物の エネ ルギー 消費性 能に係 る認定 申請手 数料</p> <p>申請に係 る建築 物の一 戸建 住宅の 場合 にあつ ては、 当該建 築物の 床面積 の合計 の1及び 2に掲 げる区 分に応 じ当該 区分に 定める 額</p> <p>1 床面積 の合計が 二〇〇 平方メ ートル未 満のも の 三六、 〇〇〇 円</p> <p>(申請に係 る建築 物が 法第二 条第三 号の建 築物エ ネルギ ー消費 性 基準に 適合し ている ことにつ いての 規則で 定める 図書(以 下「消費 性 基準適 合図書」と いう。)を</p>
<p>で定める額を 合算した額 1 (略) 2 認定を受 けた建築物 エネルギー 消費性 向上計画又は 複数建築物 エネルギー 消費性 向上計画に新 上に法第 二十九 第三 項各号に掲 げる事項を 記載しよう とする場合 にあつては、 当該記載に 係る建築物 一棟ごとに 建築物エネ ルギー消費 性向上計 画認定申請 手数料の一 から四まで に掲げる区 分に応じ、 当該区分に 定める額を 合算した額</p>	<p>法第三十六 条第一項 の規定によ る建築物 エネルギー 消費性 能に係る 認定の申 請に 対する 審査</p> <p>建築物の エネ ルギー 消費性 能に係 る認定 申請手 数料</p> <p>申請に係 る建築 物の一 戸建 住宅の 場合 にあつ ては、 当該建 築物の 床面積 の合計 の1及び 2に掲 げる区 分に応 じ当該 区分に 定める 額</p> <p>1 床面積 の合計が 二〇〇 平方メ ートル未 満のも の 三七、 〇〇〇 円</p> <p>(申請に係 る建築 物が 法第二 条第三 号の建 築物エ ネルギ ー消費 性 基準に 適合し ている ことにつ いての 規則で 定める 図書(以 下「消費 性 基準適 合図書」と いう。)を</p>

提出する場
合にあって
は五、〇〇
〇円、基準
省令第一條
第一項第二
号イ(2)(i)及
び同号ロ(2)
(以下「モ
デル住宅消
費性能基準
」という。
)に適合し
ている場合
又は同号イ
(3)及び同号
ロ(3)の基準
(以下「仕
様基準」と
いう。)に
適合してい
る場合(消
費性能基準
適合図書を
提出する場
合を除く。
以下この項
において同
じ。)にあ
つては一八
〇〇〇円)
2 床面積の
合計が二〇
〇平方メー
トル以上の
もの
四一、
〇〇〇円
(消費性能
基準適合図
書を提出す
る場合に
あつては五、
〇〇〇円、
モデル住宅
消費性能基
準に適合し
ている場合
又は仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
二〇、〇〇
〇円)
二 申請に係る
建築物が一
に掲げる建
築物以外
の場合に
あつては、
当該建
築物の住
宅部分の
積(基準省
令第四條
第三項第
二号に規
定する数
値による
評価によ
り認定を
受けよ

提出する場
合にあって
は五、〇〇
〇円、基準
省令第一條
第一項第二
号イ(2)(i)及
び同号ロ(2)
(以下「モ
デル住宅消
費性能基準
」という。
)に適合し
ている場合
又は同号イ
(3)及び同号
ロ(3)の基準
(以下「仕
様基準」と
いう。)に
適合してい
る場合(消
費性能基準
適合図書を
提出する場
合を除く。
以下この項
において同
じ。)にあ
つては一九
〇〇〇円)
2 床面積の
合計が二〇
〇平方メー
トル以上の
もの
四一、
〇〇〇円
(消費性能
基準適合図
書を提出す
る場合に
あつては五、
〇〇〇円、
モデル住宅
消費性能基
準に適合し
ている場合
又は仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
二〇、〇〇
〇円)
二 申請に係る
建築物が一
に掲げる建
築物以外
の場合に
あつては、
当該建
築物の住
宅部分の
積(基準省
令第四條
第三項第
二号に規
定する数
値による
評価によ
り認定を
受けよ

うとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積)の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額
 1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七三、
 (消費性能基準適合図書を提出する場合)にあっては、一〇、〇〇〇円、
 基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)(以下「モデル共同住宅消費性能基準」という。)に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあつては三
 五、〇〇〇円)
 2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一一三、
 (消費性能基準適合図書を提出する場合)にあっては、二一、〇〇〇円、
 モデル共同住宅消費性

うとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積)の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から10までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額
 1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七四、
 (消費性能基準適合図書を提出する場合)にあっては、一〇、〇〇〇円、
 基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)(以下「モデル共同住宅消費性能基準」という。)に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあつては三
 五、〇〇〇円)
 2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一一三、
 (消費性能基準適合図書を提出する場合)にあっては、二一、〇〇〇円、
 モデル共同住宅消費性

能基準に適合している
場合又は仕様基準に適合している
場合にある場合は六〇、〇〇〇円
3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
二〇八、〇〇〇円
(消費性能基準適合図書を提出する場合にあっては四八、〇〇〇円、モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合は二九八、〇〇〇円)
4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のも
二九八、〇〇〇円
(消費性能基準適合図書を提出する場合にあっては八五、〇〇〇円、モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合は二九八、〇〇〇円)
5 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル未満のもの
二四一、〇〇〇円

能基準に適合している
場合又は仕様基準に適合している場合にある場合は六一、〇〇〇円
3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
二二〇、〇〇〇円
(消費性能基準適合図書を提出する場合にあっては四八、〇〇〇円、モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合は三〇一、〇〇〇円)
4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のも
三〇一、〇〇〇円
(消費性能基準適合図書を提出する場合にあっては八六、〇〇〇円、モデル共同住宅消費性能基準に適合している場合は二九八、〇〇〇円)
5 非住宅部分の床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル未満のもの
二四四、〇〇〇円

(消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 っては一〇、
 〇〇〇円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合(消費性
 能基準適合
 図書を提出
 する場合を
 除く。以下
 この項にお
 いて同じ。
)にあつて
 は九二、〇
 〇〇円)
 6 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 三〇二、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては一七、
 〇〇〇円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて
 は一七、
 〇〇〇円)
 71 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 三九〇、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては二八、
 〇〇〇円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて
 は一五五、

(消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては一〇、
 〇〇〇円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合(消費性
 能基準適合
 図書を提出
 する場合を
 除く。以下
 この項にお
 いて同じ。
)にあつて
 は九四、〇
 〇〇円)
 6 非住宅部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 三九四、
 〇〇〇円
 (消費性能
 基準適合図
 書を提出す
 る場合にあ
 つては二九、
 〇〇〇円、
 モデル建築
 物消費性能
 基準に適合
 している場
 合にあつて
 は一五六、
 〇〇〇円)

8	〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が二 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇 〇平方メ ートル未 満のもの 五五七、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合に あつては八 五〇〇〇円、 モデル建築 物消費性能 基準に適合 している場 合にあつて は二五〇、 〇〇〇円)	9	〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が五 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇 〇平方メ ートル未 満のもの 六八六、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合に あつては一 三〇〇〇円、 モデル 建築物消費 性能基準に 適合してい る場合に あつては三 二〇〇〇円)	10	〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇〇 平方メ ートル以 上、二五 〇〇平方 メートル未 満のもの 八一〇、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合に あつては一 七
---	--	---	--	----	--

7	〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が二 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇 〇平方メ ートル未 満のもの 五六二、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合に あつては八 六〇〇〇円、 モデル建築 物消費性能 基準に適合 している場 合にあつて は二五三、 〇〇〇円)	8	〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が五 〇〇〇平方 メートル以 上、〇〇 〇平方メ ートル未 満のもの 六九二、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合に あつては一 三〇〇〇円、 モデル 建築物消費 性能基準に 適合してい る場合に あつては三 三〇〇〇円)	9	〇〇〇〇円 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇〇 平方メ ートル以 上、二五 〇〇平方 メートル未 満のもの 八一八、 〇〇〇円 (消費性能 基準適合図 書を提出す る場合に あつては一 七
---	--	---	--	---	--

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十三条の規定による第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する旨の証明書の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の1から7までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の21から27までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>○、○○○円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は三九〇〇〇円） 11) 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九二五、〇〇〇円（消費性能基準適合図書提出する場合にある場合は二一〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は四六〇〇〇円）</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第十三条の規定による第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する旨の証明書の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（省令第三条の軽微な変更をいう。）をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計の1から6までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計の21から26までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>二、○○○円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は三九〇〇〇円） 10) 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九三四、〇〇〇円（消費性能基準適合図書提出する場合にある場合は二一〇〇〇円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は四六〇〇〇円）</p>

合している
 場合にあつ
 ては一〇、
 〇〇〇円)
 2 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 一六、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一四、
 〇〇〇円)
 3| 工場等部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二二、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二〇、
 〇〇〇円)
 4| 工場等部
 分の床面積
 の合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 五四、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては五〇、
 〇〇〇円)
 5| 工場等部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの

合している
 場合にあつ
 ては一〇、
 〇〇〇円)
 2 工場等部
 分の床面積
 の合計が三
 〇〇平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メート
 ル未満のも
 の
 二三、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二〇、
 〇〇〇円)
 3| 工場等部
 分の床面積
 の合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 五五、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては五一、
 〇〇〇円)
 4| 工場等部
 分の床面積
 の合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの

八〇、	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては七六、	五〇〇〇円	6	工場等部	分の床面積	の合計が一	〇、〇〇〇	平方メートル	以上二五、	〇〇〇平方	メートル未	満のもの	九八、	五〇〇〇円	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては九四、	五〇〇〇円	7	工場等部	分の床面積	の合計が二	五、〇〇〇	平方メートル	以上のもの	二二、	〇〇〇〇円	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては一一七、	〇〇〇〇円	二	1	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	未満のもの	の	一三〇、	五〇〇〇円	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては四六、	〇〇〇〇円	2	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	以上のもの
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	---	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	---	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------

八一、	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては七七、	五〇〇〇円	5	工場等部	分の床面積	の合計が一	〇、〇〇〇	平方メートル	以上二五、	〇〇〇平方	メートル未	満のもの	一〇一、	〇〇〇〇円	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては九六、	五〇〇〇円	6	工場等部	分の床面積	の合計が二	五、〇〇〇	平方メートル	以上のもの	二五、	〇〇〇〇円	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては一一九、	五〇〇〇円	二	1	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	未満のもの	の	一三三、	五〇〇〇円	(モデル建	築物消費性	能基準に適	合している	場合にある	ては四七、	〇〇〇〇円	2	工場等以	外の部分の	床面積の合	計が三〇〇	平方メートル	以上のもの
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	---	---	------	-------	-------	-------	--------	-------	---	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	------	-------	-------	-------	--------	-------

〇〇〇〇平方メートル未満のもの
 一五、〇〇〇円
 3| 建築物消費性
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にある
 場合は五八、
 五〇〇円)
 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が一、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 二、〇〇〇
 平方メートル
 の
 一九五、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にある
 場合は七七、
 五〇〇円)
 4| 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が二、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 五、〇〇〇
 平方メートル
 の
 二七八、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にある
 場合は二二五、
 〇〇〇円)
 5| 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メー
 ートル未満
 の
 三四三、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にある

〇〇〇〇平方メートル未満のもの
 一九九、
 〇〇〇円
 3| 建築物消費性
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にある
 場合は七九、
 〇〇〇円)
 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が二、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 五、〇〇〇
 平方メートル
 の
 二八四、
 五〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にある
 場合は二二八、
 〇〇〇円)
 4| 工場等以
 外の部分の
 床面積の合
 計が五、〇
 〇〇平方メ
 ートル以上
 一〇、〇〇
 〇平方メー
 ートル未満
 の
 三五〇、
 〇〇〇円
 (モデル建
 築物消費性
 能基準に適
 合している
 場合にある

<p>省令第二十九条の規定による計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当しない旨の証明書の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画軽微な変更に該当しない旨の証明書の交付手数料</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が7㎡以下に掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの</p> <p>二二〇、五〇〇円</p> <p>(誘導基準適合図書を提出する場合にあっては五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が7㎡以下に掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>71 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの</p> <p>四六二、五〇〇円</p> <p>(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は二二〇、五〇〇円)</p> <p>61 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの</p> <p>四〇五、〇〇〇円</p> <p>(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は二〇〇、〇〇〇円)</p> <p>ては二六三、五〇〇円)</p>
<p>省令第二十九条の規定による計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当しない旨の証明書の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画軽微な変更に該当しない旨の証明書の交付手数料</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が6㎡以下に掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの</p> <p>一一二、五〇〇円</p> <p>(誘導基準適合図書を提出する場合にあっては五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更(省令第二十六条の軽微な変更をいう)をしようとする建築物の非住宅部分の床面積の合計が6㎡以下に掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>61 工場等以外の部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの</p> <p>四七三、〇〇〇円</p> <p>(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は二二五、〇〇〇円)</p> <p>51 工場等以外の部分の床面積の合計が一〇〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの</p> <p>四一四、〇〇〇円</p> <p>(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にある場合は二〇〇、〇〇〇円)</p> <p>ては二六七、〇〇〇円)</p>

物誘導基準に適合している場合にあっては四六、〇〇〇円² 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二〇〇〇平方メートル未満のもの⁴ 非住宅部分の床面積の合計が二〇〇〇平方メートル以上、一五〇〇平方メートル未満のもの³ 非住宅部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上、五〇〇平方メートル未満のもの² 住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては四〇〇〇円³ 住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては二〇〇〇円⁴ 住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては一〇〇〇円³ 住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては五〇〇円⁴

物誘導基準に適合している場合にあっては四七、〇〇〇円² 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上、二〇〇〇平方メートル未満のもの³ 非住宅部分の床面積の合計が二〇〇〇平方メートル以上、一五〇〇平方メートル未満のもの³ 非住宅部分の床面積の合計が一〇〇〇平方メートル以上、五〇〇平方メートル未満のもの²

五、〇〇〇 平方メートル 以上のもの の 四六二、 五〇〇円 (誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあって は一〇六、 五〇〇円、 非住宅建築 物のモデル 建築物誘導 基準に適合 している場 合にあって は二三〇、 五〇〇円)				
五、〇〇〇 平方メートル 以上のもの の 四六九、 〇〇〇円 (誘導基準 適合図書を 提出する場 合にあって は一〇八、 〇〇〇円、 非住宅建築 物のモデル 建築物誘導 基準に適合 している場 合にあって は二三四、 〇〇〇円)				

第三条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この項において「法」という。）の項を次のように改める。

食品衛生法 （昭和二十 二年法律第 二百二十三 号。以下こ の項におい て「法」と いう。）	法第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設の登録申請手数料	一一〇、〇〇〇円
	法第四十八条第六項第四号の規定による食品衛生管理者たる資格を有するための講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会の登録申請手数料	五〇、〇〇〇円
	法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下この項において「令」という。）第三十五条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	一七、〇〇〇円
	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	九、六〇〇円
	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	一〇、五〇〇円

法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による魚 介類販売業の許可の申請に 対する審査	魚介類販売業許可 申請手数料	一〇、五〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による魚 介類競り売り営業の許可の 申請に対する審査	魚介類競り売り営 業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による集 乳業の許可の申請に対する 審査	集乳業許可申請手 数料	一〇、五〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による乳 処理業の許可の申請に対す る審査	乳処理業許可申請 手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による特 別牛乳搾取処理業の許可の 申請に対する審査	特別牛乳搾取処理 業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による食 肉処理業の許可の申請に対 する審査	食肉処理業許可申 請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による食 品の放射線照射業の許可の 申請に対する審査	食品の放射線照射 業許可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による菓 子製造業の許可の申請に対 する審査	菓子製造業許可申 請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定によるア イスクリーム類製造業の許 可の申請に対する審査	アイスクリーム類 製造業許可申請手 数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による乳 製品製造業の許可の申請に 対する審査	乳製品製造業許可 申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による清 涼飲料水製造業の許可の申 請に対する審査	清涼飲料水製造業 許可申請手数料	一三、〇〇〇円

法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による食 肉製品製造業の許可の申請 に対する審査	食肉製品製造業許 可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による水 産製品製造業の許可の申請 に対する審査	水産製品製造業許 可申請手数料	一七、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による氷 雪製造業の許可の申請に対 する審査	氷雪製造業許可申 請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による液 卵製造業の許可の申請に対 する審査	液卵製造業許可申 請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による食 用油脂製造業の許可の申請 に対する審査	食用油脂製造業許 可申請手数料	一三、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定によるみ そ又はしょうゆ製造業の許 可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ 製造業許可申請手 数料	一七、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による酒 類製造業の許可の申請に対 する審査	酒類製造業許可申 請手数料	一七、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による豆 腐製造業の許可の申請に対 する審査	豆腐製造業許可申 請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による納 豆製造業の許可の申請に対 する審査	納豆製造業許可申 請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定による麵 類製造業の許可の申請に対 する審査	麵類製造業許可申 請手数料	一六、〇〇〇円
法第五十五条第一項及び令 第三十五条の規定によるそ うざい製造業の許可の申請 に対する審査	そうざい製造業許 可申請手数料	二三、〇〇〇円

	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による複合型そごい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そごい製造業許可申請手数料		三三、〇〇〇円
	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料		一一、〇〇〇円
	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料		三三、〇〇〇円
	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料		一七、〇〇〇円
	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による密封包装食品製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料		一一、〇〇〇円
	法第五十五条第一項及び令第三十五条の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料		一七、〇〇〇円
	法第五十二条第一項及び令第三十五条の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料		一一、〇〇〇円

第四条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定申請料	(略)	一、〇〇〇円	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法第四十条第四項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
昭和三十五年法律第四十四号 携薬局の認定の更新申請に対する審査	法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局の認定更新申請手数料	地域連携薬局認定更新申請手数料	一、〇〇〇円	昭和三十五年法律第四十四号 携薬局の認定の更新申請に対する審査	(略)	(略)	(略)

別表 (第二条関係)

別表 (第二条関係)

十五号。法第六條の三第一項以下この項に療機関連薬局の認定の申請に対する審査 「法」 という。	十五号。以下この項において「法」という。	令第六條の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局認定の更新申請手数料	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料 一、〇〇〇円	令第二條の三第一項の規定による薬局開設許可証又は令第二條の八第一項の規定による地域連携薬局開設許可証又は令第二條の九第一項の規定による地域連携薬局開設許可証の再交付	令第一條の五第一項の規定による薬局開設許可証の書換え交付	令第一條の六第一項の規定による薬局開設許可証の再交付手数料	令第一條の五第一項の規定による薬局開設許可証の書換え交付	令第一條の六第一項の規定による薬局開設許可証の再交付手数料	令第一條の五第一項の規定による薬局開設許可証の書換え交付	令第一條の六第一項の規定による薬局開設許可証の再交付手数料	令第一條の五第一項の規定による薬局開設許可証の書換え交付	令第一條の六第一項の規定による薬局開設許可証の再交付手数料
--	----------------------	-------------------------------------	-------------------------------	--	------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第五條 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前			
別表第二(第二條、第三條関係) 土地を使用する場合の使用料 (略)		別表第二(第二條、第三條関係) 土地を使用する場合の使用料 (略)			
地下埋設物の規格による区分	単位	土地の種類別使用料年額	宅地	田及び畑	その他
外径が〇・〇〇・七メートル未満	〇・〇〇・一メートル	〇・七円	〇・四円	(略)	(略)
外径が〇・〇〇・七メートル以上〇・〇〇・一メートル未満	〇・〇〇・一メートル	〇・八円	(略)	(略)	(略)
外径が〇・〇〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	〇・〇〇・一メートル	一・一円	〇・六円	(略)	(略)

外径が〇・一メートル以上	〇・〇一メートル	一・三元	〇・七円	〇・四円
外径が〇・二メートル以上	〇・〇一メートル	一・六円	〇・八円	(略)
外径が〇・三メートル以上	〇・〇一メートル	二・二元	一・一元	〇・六円
外径が〇・四メートル以上	〇・〇一メートル	三・四円	一・七円	〇・九円
外径が〇・七メートル未満	〇・〇一メートル	四・八円	二・四円	一・二元
外径が〇・七メートル未満	〇・〇一メートル	九・二元	四・六円	二・三元

外径が〇・一メートル以上	〇・〇一メートル	一・一元	〇・六円	〇・三元
外径が〇・二メートル以上	〇・〇一メートル	一・四円	〇・七円	(略)
外径が〇・三メートル以上	〇・〇一メートル	一・九円	一・〇円	〇・五円
外径が〇・四メートル以上	〇・〇一メートル	三・一元	一・六円	〇・八円
外径が〇・七メートル未満	〇・〇一メートル	四・三元	二・二元	一・一元
外径が〇・七メートル未満	〇・〇一メートル	八・三元	四・二元	二・一元

(広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正)
 第六条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第八条関係)			
一 使用料			
センターの区分	種別	金額	金額
保健環境センター	測定機器、試験機器及びび分析機器	一単位につき 四、六〇〇円	一時間につき 四、六〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	加工機器	一単位につき 一七、一〇〇円	一時間につき 一七、一〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
東部工業技術センター	試験室	一単位につき 一、九〇〇円	一回につき 一、九〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
農業技術センター	測定機器、試験機器及びび分析機器	一単位につき 一、〇〇〇円	一日につき 一、〇〇〇円
畜産技術センター	測定機器、試験機器及びび分析機器	一単位につき 一八、三〇〇円	一回につき 一八、三〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正)
 第七条 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例(平成二十六年広

広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三(第九条関係)			
種別	金額	種別	金額
三 医師面談料 (略)	(略)	三 医師面談料 (略)	(略)
三〇分まで(ことに六、三〇〇円)		三〇分まで(ことに五、一六〇円)	

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第四(第九条関係) 手数料			
種別	金額	種別	金額
五 医師面談料 (略)	(略)	五 医師面談料 (略)	(略)
三〇分まで(ことに六、三〇〇円)		三〇分まで(ことに五、一六〇円)	

(ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正)

第九条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第五条関係)			
種別	金額	種別	金額
分析機械	一時間につき 一七、四〇〇円	分析機械	一時間につき 一四、一〇〇円
測定機械	一時間につき 八、九〇〇円	測定機械	一時間につき 八、一〇〇円

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第十条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
種別	金額	種別	金額
一―三（略）	（略）	一―三（略）	（略）
四 健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回五七六、〇四〇円以内で管理者が定める額	四 健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回四六二、九四〇円以内で管理者が定める額
五―八（略）	（略）	五―八（略）	（略）
九 生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回三三〇、〇〇〇円以内で管理者が定める額	九 生殖医療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回一〇七、四五〇円以内で管理者が定める額
十―十五（略）	（略）	十―十五（略）	（略）
十六（略）	（略）	十六（略）	（略）
十七 レーザー治療料	一回五、六二〇円以内で管理者が定める額		
十八―二十（略）	（略）	十七―十九（略）	（略）
備考（略）		備考（略）	

附則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定及び次項の措置 公布の日
 - 二 第二条及び第五条から第十条までの規定 令和三年四月一日
 - 三 第三条の規定 令和三年六月一日
 - 四 第四条の規定 令和三年八月一日
- （経過措置）

2 第四条の規定の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第八項の規定に基づき行うことができる同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定による認定の申請に対する審査については、一件につき一、〇〇〇円の手数を徴収する。